# ポスティング制度の法的検証

――プロ野球選手契約の拘束力と海外移籍規制-

川 井 圭 司

1 はじめに

日本プロ野球組織(Nippon Professional Baseball, 以下NPB)ではイチロー、松井秀喜選手ら球界を代表する選手が プロ野球史上はじめてのストライキに突入するという事態へと激化した。これを機に、球団経営の限界と球界の根深い アメリカに渡り、また二〇〇四年にオリックス・ブルーウェーブと近鉄バファローズの球団合併を巡る労使紛争が日本 益を大幅に上昇させ、今やアメリカ国内に赤字球団の存在しない健全経営のリーグを作りあげたのであった。その間 することになる。長期のストライキによってファンを失望させたMLBはその後のリーグマネジメントの改善により収 では史上最大の労使紛争に直面し、その対応に追われていた。その後、アメリカ・プロ野球の経営は大きく様変わりを 時あたかも野茂英雄選手がMajor League Baseball(以下、MLB)を目指してアメリカに渡った一九九四年、 M L B

ポスティング制度の法的検証

同志社法学 六〇巻七号 一〇八一 (四〇九九)

始めたこともまた事実である。 構造問題が露呈されることになる。しかし、これを球界改革の好機と捉え、各球団において様々な経営努力が試行され

争が拡大し、 略上、重要な意義を持ち、 MLBにとって、日本人選手の獲得はチーム補強に加え、日本企業のスポンサー獲得等、 一方、MLBへの移籍を求める選手が年々増加し、NPBのタレント流出は今や球界最大の懸念材料となっている。 新たな市場獲得戦略が展開されていくことは誰の目からも明らかである。 同時にMLBに大きな直接的利潤をもたらしている。そして今後、更に国際的に人材獲得競 日本市場の開拓という経営戦

米の野球ファンを仰天させた。まことにNPB選手のMLBにおける市場価値の上昇には目を見張るものがある。 同選手がポスティングにかけられた場合、その入札額は七、五〇〇万ドル(約八三億円)に上るとの試算を披露し、 ちなみに、先日、スポーツ専門チャンネルのESPNが日本ハム・ファイターズのダルビッシュ有選手を取り上げ、

差は五倍に達する。もちろん同じ実力の選手がMLBでは四倍の年俸を受けとれるという意味ではないが、この格差は みに二軍を含むNPB支配下選手(七四二人)の平均年俸は三六三一万円である。この数字からして一軍選手の年俸格 他方で、 (約三億五○○○万円)。これに対して、NPBの出場選手登録(二八人以下)の平均年俸は六九二七万円。 選手年俸の日米格差はますます拡大する傾向にある。MLB選手(各チーム二五人)の平均年俸は三一 五万

選手をMLB移籍に駆り立てる一つの要因になっていることは間違いない。 加えて「ワールドシリーズ」と名づけられたMLBの優勝決定戦は名実ともに、世界最高峰に位置付けられ、

アメリ

のような潮流の中にあって、MLBへの移籍を日本人選手が夢の舞台として目指すことはごく自然なことであり、 が二〇〇六年に初めて開催され、 カ国内はもちろん、アジアや南米における注目度もきわめて高い。 日本チームがその頂点に立ったものの、やはりMLBの地位は揺るぎそうにない。こ 周知の通り、アジア、 南米の国 々が参加するWBC

タレントの流出に対して、何らかの歯止め (規制) を求めるNPBの立場もまた十分に理解できる。こうした

MLBへの移籍規制を法的観点から如何に捉えるべきか、本論で検証をしていきたい。

#### 2 保留制度

ナル野球協約(以下、野球協約とする)に当該制度に関する規定が置かれている。この野球協約は球界の憲法とも呼ば る制度をいう。パシフィックリーグおよびセントラルリーグに所属する一二球団による合意である日本プロフェッショ である労働協約 い。その保留制度とは、選手の意思にかかわらず、球団が、その一方的な意思に基づいて選手を保有することを許され 日本プロ野球の運営に関する規則あるいは選手の労働条件について規定している。ただし、これは選手会との合意 本論において中心的かつ基礎的な論点となる我が国球界の保留制度なるものの仕組みを明らかにしておきた (労働組合法一四条)ではない。あくまでも使用者側であるNPB一二球団における合意である。

権を持つ」。加えて、保留制度により各球団は七〇名までの選手を自己の保有選手として保留権を主張できる。 団は、全保留選手名簿に記載される契約保留選手、任意引退選手、制限選手、資格停止選手、失格選手にたいし、保留 ての効力を有している。そして、この一連の過程はアメリカ労働法(NLRA)による規制を受けている。 日本のNPBでは保留制度について先に述べた野球協約に次のような規定がおかれている。すなわち「保留球 球団が

て設定され、労働協約(Collective Bargaining Agreement = CBA, 以下、特にMLBの労働協約をCBAとする)とし

一方、アメリカのMLBでは、選手の労働条件に影響するあらゆる制度が、選手会との団体交渉に基づく合意によっ

保留権を持つ全選手は、「外国のいかなるプロフェッショナル野球組織の球団をも含め、他の球団と選手契約にかんす

る交渉を行ない、または他の球団のために試合あるいは合同練習等、 全ての野球活動をすることは禁止される」。

以上の保留権は、選手契約の存在に必ずしも連動していないことに留意する必要がある。というのは、以下にみる通

選手契約の期間は原則として一年であり(給与は二月から一一月までの期間に対して支払われる)、各シーズン終了 契約関係が終了した後も引き続き保留権が及ぶことになっているからである。

後に次年度の年俸等について合意に達すれば契約が更新される。他方、たとえ選手が契約更新を拒否したとしても、翌 シーズンについては球団側の一方的意思に基づいて契約関係を更新することができる。この場合、年俸等の条件が合意

当該翌シーズンを経た後、消滅するが、球団は引き続き当該選手に対する保留権を主張できるのである。そして契約関 に至るまで、報酬は前年度の年俸の二五%とし、日ごとに計算される。こうした球団の一方的意思に基づく契約関係は、

り選手が球界から追放された場合などあらゆる場合を含んでいる。 係が終了しても引き続き保留権という形で就業活動を拘束されるのは、 引退を表明した場合、あるいは不正行為等によ

例えば二○○八年のシーズン終了後の交渉において次シーズンの契約条件が合わないなど、何らかの理由で契約の更

らに二○○九年シーズン終了後の翌年一月九日になると当該選手は資格停止選手というカテゴリに移され、この間、 新を選手側が拒否したとしても二〇〇九年のシーズンについては球団が一方的に選手契約を更新することができる。 収

許されないことになっている。 ○名の保留選手名簿に記載されている限り、 入を得ることはできない。また当該選手が任意引退、 球団側の保留権が維持され、外国のチームへの移籍はもちろん、交渉すら 資格停止、 失格のいずれのカテゴリに位置づけられるにせよ、七

## FA(フリー・エージェント)制度

3

約を締結できる権利を有する選手をいう」。要するに一定の条件をクリアし、球団の保留権による拘束を解かれた選手 のことである。 FAとは、「日本プロフェッショナル野球組織…が定める資格条件を満たした選手のうち、いずれの球団とも選手契

働期間について高卒新人選手が八シーズン、その他の大卒、社会人選手は七シーズンに緩和された。 間が九シーズン、二○○四年のシーズンオフに登録日数が一四五日にそれぞれ緩和された。さらに二○○八年には、稼 資格獲得には、 我が国では、 一九九三年にこのFA制度が初めて導入され、選手の自由意思に基づく移籍が容認された。当初、 一五○日間の一軍登録を一○シーズン経過することが要件とされていた。その後、一九九八年に稼働期 F A

の事情があることをコミッショナーが認めた場合には、例外が認められることになっている。 ただし、FA資格獲得後も、以下のように報酬および補償に関して一定の制限が課せられている。 まず第一に、移籍直前のシーズンにおける統一選手契約書所定の参稼年俸額を超えることはできない。ただし、特別

なっていた。また、移籍元の球団が選手補償を求めない場合には、前年度の年俸の一二○%が補償額とされていた。こ 旧制度では、①前年度の年俸の八○%の補償金に加え、移籍先球団が指定する三○人以外から選手を獲得できることに

第二に、移籍補償制度があり、移籍先球団が元球団に対して金銭あるいは選手を補償として提供しなければならない。

囲)を乗じる仕組みが導入され、 れについては、二〇〇八年以降、補償金については移籍選手の旧年俸額の順位に応じた基礎算定値(〇から〇・八の範 補償制度による制限的効果が緩和された。

もっとも以上はNPB内の移籍に対する制限であって、FA資格を得た選手が海外移籍を求める場合には、該当しな

する、

あくまでもNPB

い。これらの制限はNPBにおける戦力均衡維持および年俸高騰による弱小球団の財政的逼迫を回避することを目的と

の一二球団間での合意にすぎないからである。

#### 4 MLB移籍を巡る紛争と経緯

#### 1 野茂選手の移籍

一九九四年、近鉄バファローズの投手、野茂英雄選手が引退を表明した上で、メジャー移籍を宣言し

外移籍については必ずしも球団にとって効果的に機能しないという問題が露呈した。その「任意引退」とは引退後もN ち、選手が自ら引退を求める場合、これに対する自由を与えるものの、球界へ復帰する場合には元所属球団に限定する。 PB元球団の保有権が及び、球界復帰の際にはNPB元球団への復帰に限定されるという趣旨の規定であった。 れば何ら制限なくMLBへの移籍が可能であると主張したのであった。これがきっかけとなりNPB球団の保留権が海 日本国内に物議をかもした。その際、野茂選手はプロ野球協約五九条「任意引退選手」等に基づき、任意引退選手にな 引退を装った他チームへの移籍を不可能にし、保留制度の効果を徹底するための規定であった。ただ当時 野茂選手によるMLB移籍の試みが、 すなわ

「日米間選手契約に関する協定(一九六七年調印)」が存在しており、 互 いの選手市場を侵害しない

保留権の効力およびその意義について再考を促した。

この規定は海外移籍を想定したものではなかったため、

保留制度に一石を投じ

旨の合意が日米で交わされていた。一般論としてはこの協定の存在ゆえに、対米関係において日本球団の保留権が脅か されることはないと考えられていたと思われる。同協定には、「日本のコミッショナーの回答により、 もしその選手の

渉する」(筆者傍線)旨の規定が存在していたからである。 身分が日本のいずれかの球団に所属しているか契約を保留されているものであれば、アメリカの球団は日本の球団と交

任意引退選手と保留権 ところが結果的に近鉄は野茂選手を放出せざるをえなくなった。その主因は保留期間と任

意引退を巡るプロ野球協約(一九八四年度版)の規定にあった。

プロ野球協約五九条

(任意引退選手)

選手が参稼期間中または保留期間中、選手契約の解除を申し出で、球団がこれを承認する場合、あるいは選手が契約の存在または更

球団は七八条の復帰条件を付して選手契約を解除することができる。この場合その選手は所属連盟

会長によって任意引退選手として公示される。

新を希望しないと見做される場合、

任意引退選手は引退当時の所属球団の要求に基づいて、所属連盟会長が前項の公示を抹消したときには自由契約選手となる。」(筆者傍線

プロ野球協約六八条(保留の効力)

「保留の効力は、 前二条の手続き(六〇名の保留選手名簿提出と公示)が完了したときに発生し、 第七四条 (保留期間の終了) に規定

する保留期間の終了するときまで継続する。

とは禁止される。」(筆者傍線 保留選手は他の球団と選手契約にかんする交渉を行い、または他の球団のために試合あるいは合同練習等、 すべての野球活動をするこ

プロ野球協約七四条 (保留期間の終了)※一九七三年九月一四日改正

ポスティング制度の法的検証

同志社法学

六○巻七号

一〇八七

(四 〇 五

また、保留期間中保留選手が任意引退選手となった場合、 保留が保留選手名簿公示の年度の翌々年一月九日まで継続されたとき保留期間が終了し、その保留選手は任意引退選手となる。 および球団が保留権を喪失、あるいは放棄した場合、保留期間は終了する。」

(筆者傍線

た。これにより、任意引退選手となった野茂選手が海外でプレーするについて、引き続き保留権を主張する根拠を球団 以上のように、契約の更新を望まない選手は最終的に任意引退選手とされ「保留期間は終了」する、と明記されてい

側が失うことになったのである

選手となり保留期間が終了する。こうして任意引退選手となり保留期間が終了した時点で球団側が一方的に契約更新す 続けた場合には、野球協約七四条により、そのままの地位で一年間のシーズンを終了し、年明けの一月九日に任意引退 なる。まず①選手側が選手契約の解約を求め球団側がこれを承認した場合には任意引退選手となって保留期間が終了す る。あるいは②選手が球団との契約を拒否しつづけ、他方、球団側が選手名簿に記載を続けた、つまり保留権を行使し 厳密には、任意引退選手として保留権による拘束を解かれる場合、以下の二種類のうちいずれかの経過を辿ることに

ためと考えられる。 権が及ぶ。問題は、任意引退選手が日本球界から離れて外国のチームでプレーする場合であった。当時の野球協約は、 球団が保留権を主張する根拠を欠いていた。これは、おそらく当時、NPB側がそのような事態を想定していなかった もっとも、任意引退選手として保留対象外選手となった後、当該選手が球界復帰を求める場合には直近の球団の保留 る権利を失う

こLBの立場 実は、その一方の当事者MLBでは、任意引退選手についても保留権を主張できることになってい

MLBの選手が不満の声を上げた(その違法性を争った)という事実は確認できない。それは現役メジャーリーガーと 協定を締結し、 MLB現役選手によるNPBへの移籍が普遍化するような事態が起これば、選手側からこの規定の見直しが迫られるこ 質を欠く条項であり、現実的な紛争を生むことはなかったからであろう。仮に今後、NPBが世界の野球市場を席巻し、 に対する保留権がMLB外の移籍に及ぶことについて選手側が合意したわけではなく、あくまでも日米の両リーグ間で することはできない、と明記されていたからである。この取り扱いは現在も変更されていない。ただし、任意引退選手 が及ぶことがMLB三〇球団と選手会との合意である労働協約において明記されており、 た。というのは、選手がFA資格を獲得しない限り、(つまり任意引退(voluntarily retired)選手についても) しての活躍を嘱望される選手がその地位を捨てて日本球界への移籍を求めるという状況がそもそも発生しないため、実 保留選手が解雇されるか、あるいはFA資格を有さない限り、日本球団はアメリカ球団に無断で選手を獲得 保留選手の引き抜きをしない旨の合意をしているに過ぎない。とはいうものの、こうした制限に対して 加えて日米選手契約に関する 保留権

移籍の場合について及ぶか否かの明確な合意がない。したがって、現状ではMLBとNPBとの二者間で締結された日 ろ自ら望んで設定した制限に他ならないからである。事実、当時、MLB選手会を率いたマービン・ミラー氏は六年と CBAは労使の合意であり、六シーズンにわたる保留期間についても選手会が団体交渉において合意して、 のであった。こうしたFA制度導入の経緯は、日本のそれと大きく異なっている。ただ、CBAには当該保留権が海外 いう保留期間の存在により、 反トラスト訴訟による救済は排除されるというシナリオも予想される。なぜなら、 移籍可能な選手の人数を一定の範囲で制限することで選手側の交渉力を高める戦略にでた 前述の通り、 いや、 M L B の

米選手契約に関する協定によって移籍の機会を奪われていることになる。

アメリカのチームとなら契約できる」という内容のファックスを送った(「金井・マレー書簡」)。この書簡が実務上、 日本の任意引退選手が現役に復帰したければ、日本国内を選ぶ場合は、元のチームとしか契約できない。言い換えれば、 野茂選手の移籍に際してMLB事務局がNPBに野茂選手の身分の回答を求めたところ、金井事務局長が

野茂選手の移籍を決定的にしたとされる。

あったこの協定は、その目的とは裏腹に、NPB選手による出奔の抜け穴として機能することになったのであった。 選手の保留権を主張することができなかったからである。両リーグがそれぞれ排他的に選手の保留権を確保するはずで 対象にその保留権を主張しえたのに対して、NPB球団はFA選手に加え、任意引退選手についても、 こうして、日米協定は歪な形となった。というのは、MLB球団は任意引退選手を含め、FA以外のあらゆる選手を MLBに対して

それと同様の位置づけにするとの立場を取った。すなわち、任意引退選手も「契約を保留されているもの」に含めると の脚注を一九九六年に付け加えた。さらに、一九九八年一一月改正のプロ野球協約では次のような規定に変更された。 その後、NPBは日米間選手契約に関する協定の解釈変更を行い、NPBの任意引退選手についても、アメリカでの

交渉を行い、または他の球団のために試合あるいは合同練習等、全ての野球活動をすることは禁止される」(六八条)。 いし、保留権を持つ。…外国のいかなるプロフェッショナル野球組織の球団をも含め、他の球団と選手契約にかんする こうして選手契約が解除され、もはや当事者に契約関係が存在しない場合であっても、NPBの保留権が及ぶことと 全保留選手名簿に記載される契約保留選手、任意引退選手、制限選手、資格停止選手、失格選手にた

られたため、後にMLBとの摩擦を生むことになる。 されることとなった。ただし、こうしたNPBの手続きが選手はもとよりMLBに対しても予め打診することなく進め なり(この保留権拡張の法的効力については後述する)、 野茂選手が抉じ開けた移籍の窓口はNPBの意向により封鎖

続きが予定されていた。ところが、伊良部選手があくまでもニューヨーク・ヤンキースへの移籍を求めたため、かかる が実現されようとしていた。つまり、ロッテの保留権を前提としたうえで、金銭トレードの形でMLBへ移籍させる手 トレードが暗礁に乗り上げたのであった。しかも伊良部選手は任意引退という「伝家の宝刀」を抜く構えを見せて、 た。当時、ロッテはサンディエゴ・パドレスとの間に業務提携を結んでいたため、両球団の合意によりMLBへの移籍 籍を求めた。これに対し、所属先であったロッテがトレードによるMLBへの移籍を検討することとして、 ッテに対して強気な姿勢を崩すことなく、ごり押しともいえる主張を実現させた。 一九九五年、球団との間に軋轢を深めた伊良部秀輝選手はFA資格取得まで二年を残していたものの、MLBへの移

れる形となって決着をみた。 ると宣言していた。これに対してMLB側は日本人選手の扱いはCBAの適用範囲にはなく選手会の主張は妥当しな に排他的交渉権を持つとすることはCBAに違反すると主張し、CBAに基づく苦情処理手続きへの申し立てを検討す があったといわれている。MLB選手会事務局長のドナルド・ファー氏はMLBが伊良部選手の獲得についてパドレス スとのトレードに合意した。このようにMLBがNPB選手の選択を尊重するとした背景にはMLB選手会の突き上げ い、と反論していたのであるが、 った。これを受けたパドレスは伊良部選手の要求を受け入れ、金銭およびマイナーリーグの選手を対価とするヤンキー 選手に対する排他的交渉権は選手の同意なくMLBのチームに移譲することは今後認められない旨の宣言をしたのであ 実はMLB側の対応も伊良部選手の要求実現への追い風となった。というのも、一九九七年初旬、 結局、 伊良部選手による訴訟提起とMLB選手会による後押しを懸念したMLBが折 M L B が、 N P B

この一連の騒動がMLB側に、 当時の日米間協定の見直しが急務との認識をもたらすことになった。

#### (3)ソリアーノ選手の移籍

九九八年広島カープが保留するドミニカ共和国の野球アカデミー出身のソリアーノ選手が年俸調停の結果を拒否し、任 従来型の日米間協定の廃止を決定的にしたのがアルフォンソ・ソリアーノ選手のMLB移籍を巡る紛争であった。一

意引退選手となった後、MLBへの移籍を実行に移した。 NPBは野茂選手の移籍後、日米間協定に脚注をつける形で任意引退選手にも保留権が及ぶとする変更を行ったこと

は日本球団の拘束を受けない自由契約選手であるとの宣言をしたとされる。その後、ニューヨーク・ヤンキースが三一は日本球団の拘束を受けない自由契約選手であるとの宣言をしたとされる。その後、ニューヨーク・ヤンキースが三一 Bによる変更がMLBへの打診なく行われていたことに不快感を持っていたMLBコミッショナーは、ソリアーノ選手 は先に述べた通りである。これにより広島はソリアーノ選手に対する保留権を主張できると考えていた。しかし、NP

○万ドル(約三億六、○○○万円)でソリアーノ選手との契約を成立させた。 この一件ではもちろん、広島カープ球団とソリアーノ選手、あるいはニューヨーク・ヤンキースとの法的紛争も想定

であるとの目算があった。それは、日本球界の選手に対する拘束は、一方的であるうえに、 されだ。しかし、MLB側には、NPBの保留制度による拘束は少なくとも法的強制力のない(unenforceable)もの 制限の度合いが不当である

と考えられたこと、および広島との選手契約締結当時、ソリアーノ選手は未成年であったことによる。

# (4)「一九六七年日米間選手契約に関する協定」の終焉

一九六七年以来、 日米間で維持されてきた従来型の協定について、一部のMLB球団からの反発が強まっていった。

対して、 LBでは半数を超える球団がNPB選手獲得の機会から事実上排除されることになっていた。そのうえ、NPB選手に 移籍を実現させるという実務が定着しつつあったからである。単純に見て(NPBの一二球団に対して)三〇球団のM というのも、 いずれかのMLBチームが排他的に交渉権を得るという従来型の仕組み自体がMLB労働協約に違反する恐れ 加えて反トラスト法に違反するとの見方もあった。 当該協定に基づいて一部のMLB球団がNPB球団との間に業務提携を結び、これをもとにNPB選手の

があり、

発案はNPBではなく、MLB側からもたらされ、しかもNPBによる修正もほとんどなかったという点である。 形となり、NPB選手による無秩序な渡米に対して警戒と懸念を強めていた。こうしてMLB側およびNPB側の思惑 他方、 NPB側は野茂選手のケース以降、続いて伊良部選手、そしてソリアーノ選手の一連の移籍騒動に翻弄される 現行のポスティング制度が導入され、従来型の協定は廃止されることになった。興味深い点は、

#### 4 ポスティング制度の概要

FA資格を持たない選手がMLBへの移籍を実現するには以下のポスティング制度によることとされる。

FA資格の

金としてNPB球団に支払う金額をアメリカ・コミッショナーに提示する形で入札を行う。その際の最高入札額がアメ そして、この告知から四業務日以内に、対象者の受け入れに興味を持つチームは、選手との個別交渉成立時に移籍補償 獲得を待たずにMLBへの移籍を希望する選手を保有する球団は、日本プロ野球のコミッショナー(日本・コミッショ れを受けてアメリカ・コミッショナーがMLB全球団にその旨の告知をする。この手続きがポスティングと呼ばれる。 ナー)を通して、MLBコミッショナー(アメリカ・コミッショナー)にその選手が契約可能であることを通知し、こ

は当

高入札額が支払われる。

該移籍希望選手との三〇日間の独占交渉権を獲得する。当該希望選手との交渉が成立した場合に、 リカ・コミッショナーによりNPB球団に通知され、NPB球団がその金額を受諾する場合には、 当該 M N P B L B 球団にその最 球団

PB球団は入札額を手にすることができない。 (8) 決めたとしても選手とMLB球団との個別交渉が成立しない場合には当該ポスティング移籍は成立せず、この場合、 ィングにより当該選手のMLBでの市場価値を見極めてから同選手の放出の是非を判断することができる。また放出を NPB球団は、 最高入札額の通知を受けた後、ポスティングを撤回することもできる。こうしてNPB球団はポ ・ステ

Ν

は入札を通じて確定させるものを予定額と解する。そして、債権者たる球団は債務者たる選手から直接この賠償額を受 認し、十分な補償を確保できると球団が判断した場合に、選手とMLB球団との個別交渉の成立を要件として当該選手 よって敷衍すれば次のようになる。すなわち、保留期間中の移籍は、選手契約の債務不履行と捉え、 の保留権を放棄する。そして、その代償として入札金を手にすることになる。この手続きを民法 つまり、 ポスティング制度のもとで、NPB球団はその保留する選手について、 MLBでの市場価格 (四二〇条違約金)に 損害賠償について (入札金)

ことになる。このような構成を採れば、 けるのではなく、移籍先のMLB球団から第三者弁済として賠償額を受け取るという法律構成が採られていると解する いうことになろう。 ポスティング制度とFA制度との決定的な違いは、 問題は、 選手契約の期間と保留期間が必ずしも相関しないことである。この点は後で検討する。 入札金が移籍補償金としてNPB球団に支払われるという理屈はむしろ妥当と 移籍可能時期の早晩のほか、 移籍補償金の有無にある。こ

たのであれば西武は六○億円という補償金(最高入札金)を手にすることはなかったのであるし、またNPB内の別チ の移籍補償は事務的あるいは経営的判断に大きく影響する。 仮に松坂選手がFA制度によってMLB移籍を果たしてい

手を保有する球団に、当該選手を海外に放出させる強い経済的誘引を与えることにもなる。このような誘引が今後、球 団主導によるMLBへの移籍を加速させることになる可能性も十分にあり、その意味では球界全体にとっての懸念材料 ームに移籍していたとしても旧年俸の一・二倍の補償にとどまっていた。こうしてみると、ポスティングは傑出した選

レードによるものとされている。 なお、MLBの保留選手がアメリカから日本のNPBに移籍する場合については従来通り、 球団間の合意に基づくト

となろう。

### 5 ポスティング制度の問題点

に歓迎する向きもあったように思われる。また、選手にとっても九シーズンを待たずにMLBへの移籍が可能となる点 坂」選手が本場アメリカで高い評価を受けたことに加え、六○億円という大金が日本へもたらされたことについて大い に初めてポスティング制度の存在を知ったアメリカの野球ファンも多かった。日本の野球ファンの間では自国産の「松 が六○億円(五一一一万ドル)のポスティング金額を提示し、全米の野球ファンを騒然とさせた。実のところ、この時 でにわかに注目を集めたのは、むしろ二〇〇七年、松坂大輔選手の移籍に際してであった。ボストン・レッドソックス ポスティング制度は一九九六年に導入され、イチロー選手がポスティングによる移籍の嚆矢となったが、全米

も聞かれる。松坂選手を例にとれば、ポスティング入札額の六○億円と六年契約の六一億円を合わせた一二一億円が本 しかし、その一方で、選手個人の生み出す市場価値が入札金として、NPB球団に支払われることについて疑問 の声

において、実益をもたらしている。

ポスティング制度の法的検証

球団に支払われた。このような処理が果たして妥当か、というものである。 来の松坂選手に対する評価額であり、そのうち半分もの金額(六○億円)が松坂選手本人ではなく、入札金として西武

他方、アメリカでもポスティング制度について次のような批判がある。

NPB所属選手の獲得競争の公平性と現行制度の矛盾についてである。

前述の通り、 ポスティング入札金は課徴金制度(Competitive Balance Tax)の対象とはならない。課徴金制度とは一

MLBにおいて導入された制度であり、戦力均衡維持の実現を目的とする制度の一つである。

九九五年以降、

成長基金(Industry Growth Fund)や選手福利厚生 費総額に対する上限が定められており、それを超えた球団は一定の割合で金銭をリーグにより課徴され、 (Benefit plan) としてプールされる (CBA Article XXIII H)。こう リーグの事業

維持する仕組みになっている。 して人件費の総額を一定以下に抑制するインセンティブが球団に働き、その結果、財力の格差による球団戦力の均衡を ィング制度を通じて日本人選手を獲得する場合、FAによる獲得と異なり、 ところが、入札金についてはこの課徴金の対象としないこととされているため 財力のあるチームが絶対的に有利になる。 ポステ

衡維持の実現を目指すMLBの現行FA制度との間に矛盾を生み出している。 ける。このように財力のある球団が優位に立つポスティング制度は選手獲得競争に一定の課徴金をかけることで戦力均 実際にポスティングでNPB所属選手を獲得したチームが、財力の面でも強豪ぞろいであることからも頷

ライバル球団が当該選手を獲得しようとした時、これを不当に阻止しうるという制度上の欠陥である。

[球団が日本の選手との個別契約に失敗した場合、

日本球団への入札金の支払いを含め、

切の

落札した米国

金銭的負担を強いられないため、 選手獲得を目的としない入札を可能にする面がある。このように意図的な個別交渉の

不成立を前提とすれば、支払能力にかかわらず高額の入札が可能となり、 結果的に当該選手の獲得を希望する他球団を

えられた権限に基づいて、そうした運用面での制度の悪用を監視すると明言した。ただ、 できない制度であるという点で、いまだ改善の余地が残る。 シップによるコントロールが及ぶとしても、ライバル球団の選手獲得を阻止するという不当な動機の介在を完全に排除 妨害することができることになる。なお、この点について、コミッショナーのバド・セリグ氏が日米間協定において与 同コミッショナーのリーダー

第三に、日本球団が多額の入札金を獲得することの不合理性についてである。

はいえない。なぜなら、 った財源の一部を失うことを意味するからである。この点に関しては、NFL(アメリカンフットボール) 球団利益の一部が海外の球団に流れるということは、現役選手の人件費に充てられるはずであ

NPB選手側から見た問題についてはすでに触れたが、他方、MLBの選手側から見ても高額の入札金は望ましいと

キャップ制度のもとでは、 グ制度による入札金の行方が今後ますます批判的にクローズアップされることになろう。なぜなら、こうしたサラリー・ ィブになるからである。 総収益が人件費の増減に直結するため、 MLBの資金の流れについて選手が、よりセンシテ

ー・キャップ制度のように、リーグの総収益の一定割合(人件費)を選手間で分配する形が実現されれば、

ポスティン

そもそもポスティング制度とはNPBと有効な契約を締結している選手の獲得を目的とする手続きである。少なくと

第四に、ポスティング制度の前提となるNPBの保留制度の違法性の問題である。

制限が法的に支持されないものであるならば、MLB球団がNPBの選手の補償として日本球団に金銭を支払う根拠が もMLB側はそのように考えている。言い換えると、最低九シーズンについてNPBが当該選手の保留についての法的 対価、つまり金銭補償である(日米間選手契約に関する協定九条 拘束力を有することを前提にしており、ポスティング入札額はあくまでも、契約の解約あるいは保留権の放棄に対する 一九九八年)。ゆえにNPBの長期間にわたる移籍

ポスティング制度の法的検証

ポスティング制度の法的検証

揺らぐ、というわけである。

約のみが、 政治的あるいは経営的目論見もあったと想像される。国内移籍について移籍金の発生を前提としてきたNPBにおいて う側面もあろう。おそらく、日本人選手の乱獲というマイナス・イメージをMLBが日本の野球市場に与えないという もっとも、こうした法的効力の議論を超えて、もっぱら双方の実利という点からポスティング制度が導入されたとい 移籍金を求める権利を当然とする向きがあるが、この点については、あくまでも法的に容認され、拘束力を持つ契 その不履行、 あるいは一方的解約に対する補償の対象となるという法律上の原則に立ち返った認識が求めら

のであり、この点を蔑ろにしておくと、今後さらなる混乱の素因を内包することになる。 その意味で日本側から見れば、 保留制度の法的拘束力を確保することがポスティング制度の基礎を固めることになる

### 6 ポスティング制度の法的検証

(1) リーグ内移籍制限とその合理性

能であると考えられる。 プロスポーツリーグにおける移籍制限の法的評価としては、 前者は球団間のカルテルにより選手市場の競争を減退させること、つまり、当該制限により選 独占禁止法および契約法によるアプローチが可

に対して、後者は 手の自由な交渉や取引が制限され、 「職業選択の自由」の要請とのかかわりにおいて、退職後の労働者の自由な就業活動の制限に対する 人為的に選手の市場価値が抑制されることについての法的評価の問題である。これ

一評価の問題である。

理性(正当性)の判断において、どのような要素を考慮すべきであろうか。 これらは、いずれの理論構成によるとしても、制限の「合理性」あるいは「正当性」が最大の争点となる。では、合

制限の合理性判断においては、プロ野球事業の特質を正確に認識する必要がある。その特質として挙げられるのは、

と、などであろう。 ①プロ野球事業の生産物たる試合(ゲーム)は競争相手となる球団との共同で生み出されること、②試合による収入は 競争相手となった球団の人気にも大きく影響されること、③球団間の戦力の均衡に支えられる共存共栄が前提であるこ

慮されることになろう。すなわち、①戦力の均衡維持、②リーグ全体の発展、②安定的なチーム編成を可能にする人的(4) こうした特質を念頭に置いて独占禁止法あるいは契約法における合理性を判断する場合、総じて次のような要素が考

資産の確保、③選手育成費用の補償、などである。

なかでも戦力均衡維持は閉鎖型リーグ経営の基幹ともいわれる。NPB内で無秩序に選手の引き抜きが行わ れればチ

リーグ運営を著しく阻害することになるからである。 ーム間で著しく戦力の均衡を失い、常勝チームとその逆のチームが生まれ、ファンの関心と興味を低減させ、引いては

### (2) リーグ外移籍制限とその合理性

就業活動の自由を大幅に認めようとする我が国の法理論において、リーグ外移籍に対する制限は人材の囲い込みにほか ーム間の戦力均衡維持という正当目的を主張することはできない。これを敷衍すれば、憲法二二条一項の要請をうけて ついては合理性ありとして、法的効力を認めることが、むしろ妥当といえる。他方、リーグ外移籍制限については、チ 先に見たリーグ内移籍制限に対しては、戦力均衡維持を中心とする事業運営上の正当目的が認められ、一定の制限に

ポスティング制度の法的検証

ならず、これを正当化することは極めて困難であるといわざるを得ない。他方、文化保護政策的観点からこれを見た場 合、外国人選手の参入規制を正当化できるとしても、やはり、NPB選手の流出を一方的に制限することはできないと いうべきであろう。こうしてみると当該制限に法的効力を与える要件は、選手側の真の合意の存在のほかにないといえ

### (3) 雇用関係法の角度からの検証

#### ① 競業避止特約としての効力

の問題点を浮き彫りにしたい。 法解釈が求められるからである。以下、労基法を中心とする雇用関係法理の観点から移籍制限の法的論点を整理し、そ がある。この点を考慮してもなお、プロ野球の移籍制限について、専門労働者による退職後の競業避止特約の効力を巡 る労働法上の論点として議論する意義は大きい。労使関係法上の労働者性が肯定される以上、労働法の趣旨に合致した プロ野球選手は労働組合法上の労働者とされている。その一方で、労働基準法上は労働者として扱われていない実情

制限に合理性ないし正当性が認められる場合には、例外的に法的効力が肯定される。換言すれば、契約期間中の競業避 だし、当該制限によって確保される使用者の利益と、これによって被る労働者の不利益とを比較衡量したうえで、 約)を締結していたとしてもこれは公序良俗(民法九○条)に反し無効となる。つまり、 えれば、元使用者はこのような活動に伴う不利益を甘受すべきものとされる。そして、仮にこの自由を制限する契約 は原則として、そのような義務を負うことはなく、 般に被用者は、契約期間中、 使用者の利益を(著しく)害する競業行為をしない義務を負う。ただし、契約終了後 職業選択の自由の要請により自由な就業活動が保障される。 法的効力を容認されない。た

最低限の制限のみが合理性ありとしてその法的効力を認められる。また合理性の判断においては代償措置の有無も重要 止義務を超えて、契約終了後も、なお就業制限を課す場合、営業秘密の確保等、使用者の正当な利益に照らして、

え、これを回収するという発想は、それ自体が、個別的労働法の観点から強制労働につながる前払い賃金として規制さ 選手は、その契約金の部分的返済をもって拘束から解放されるのが原則という理解が妥当であろう。 れるべきものである(労基法五条)。仮に、プロスポーツ事業において、費用回収という発想が正当化されるとしても、 に及ぶ拘束を正当化できるか、については疑問であるといわざるを得ない。さらに、多額の契約金を賃金の前払いと捉 用を回収するためにリーグ外移籍を規制する必要があるとの主張もあろう。しかし、(育成) ば、契約金が長期拘束の代償措置として機能するという説明もそれなりに説得力を有する。また選手育成に投資した費 ところで、選手に支払われる多額の契約金はあくまで九シーズンにわたるプレーを見込んだものであり、 費用回収のために九年間

#### ② 長期契約としての効力

が予定されている(労基法一四条)。かかる契約において、 使用者はその間、当該労働者の雇用を保障し、

雇用関係法において、使用者が労働者の労務提供を一定期間確保したい場合には、

期間の定めのある契約によること

労働者の退職による就業活動を制限する効果を持つ。

| 方で、期間の定めのない場合は「いつでも契約の解除をすることができる」として労使双方に大幅な自由を与えてい ところで、民法では「雇用」契約の解除について、期間の定めのある場合には、「やむを得ない事由」を必要とする

る(民法六二八条)。つまり、民法は有期契約については、その期間、労使双方に解除の自由を制限し、他方、

定めをしない場合は、解除の自由を大幅に認めることを前提としてきた。

化された現在もその状況に変わりはない 中で、労働者側からすれば特に有期契約によって雇用保障を得るという実益に乏しい面があった。また当該法理が法制 解雇する場合には「正当な理由」を必要とする解雇権濫用法理が形成されてきた。つまり期間の定めのない契約につい て解除権を広く認めた民法の前提は判例法により労働者を保護する形に修正されるに至ったのである。こうした経緯の ところが、一九五〇年以降の労働判例において、 期間の定めのない雇用 (労働) 契約についても、使用者が労働者を

関係が継続し、一方当事者がこれを望まない場合には契約関係が終了する。これが雇用契約法理の原則である. 了するものであり、これは解雇でも契約解除でもない。そして、両当事者の合意に基づいて契約を更新する場合は契約 これを超える契約は無効となる。この規制は労働者側の退職あるいは就業活動の自由に対する配慮によるものである。 なく、労基法一四条によって一定の規制を受けている。具体的には、専門労働者の有期雇用については五年を最長とし、 方が契約解除の規制が強いと解される。なお、こうした有期契約の期間については労使自治に委ねられているわけでは ところで、NPBやJリーグのように通常一年契約が締結される場合、当該契約はその期間の満了をもって当然に終 とはいえ、 解雇の「正当な理由」と「やむを得ない事由」にはやはり違いがある。すなわち「やむを得ない事由」の

したケースでは、予定されていた年俸のうち未払いとなった額が選手に支払われることになろう。この処理は債務不履 これに対して球団側の事由に基づく契約解除が一年契約の期間中であれば、これは期間途中の解除に該当する。

行に基づく損害賠償であるといえる。

労務提供を確保することができる。こうした相互性が専門労働者を対象とする有期雇用の特徴といえる。 複数年契約は、その期間の雇用保障を得るという意味で選手側にメリットをもたらし、逆に球団側は選手の

法的効力を否定する要因の一つになりえる。加えて、独占禁止法の観点からは、球団間の合意による一方的拘束として、 年間にわたる就業を事実上、確保する仕組みになっており、その点で相互性を欠いている。こうした片務性は契約法上、 このような観点からNPBの選手契約を見た場合、球団は一方で選手に一年間の雇用保障を与えるのみで、他方、九

(4) 法的効力が容認される場合のポイントとその意味

その違法性が問題になるのである。

では、いかなる移籍制限に対して法的効力を容認すべきであろうか。

交渉力の不平等の補完・克服を図る必要があったことに留意する必要がある。つまり、対等な交渉を前提とする労働協 限については、労使自治の原則に立ち返り、特段の事情がない限り効力を認める解釈が妥当である。 約については、こうした議論は直ちには該当しないとみるべきであろう。実質的対等な交渉によって合意された競業制 働者の個別合意、あるいは就業規則に基づく制限を巡るケースであったため、制限の合理性を審査することで労使間の み、たとえ当該労働者の合意があってもなお、制限の合理性が司法審査の対象になるとされてきた。ただ、これらは労 ない限り、もはや独占禁止法上の違法性を惹起させないというべきである。加えて、その合意に法的効力を付与して差 し支えないと思われる。もっとも、元労働者による競業を巡るケースでは職業選択の自由に対する制限であることに鑑 まず、対等な交渉に基づいて選手の真正なる合意を得た制限は、それが労使以外の第三者に競争制限的影響を及ぼさ

に斟酌、考慮して、当該制限の合理性が判断されるべきであり、なかでも労使交渉の経緯を十分にその判断に反映させ こうした制限については、当該制限の目的の正当性、選手にもたらす不利益の程度、そして労使交渉の経緯等を総合的 プロスポーツ事業における、より実際的な問題は、必ずしも選手側の合意が得られない場合の扱いである。私見では、

るべきであると考えている

### (5)制限の合理性と労使関係

り、反トラスト法の適用を除外するというNon-statutory Labor Exemptionが一九九六年のBrown最高裁判決によって では選手市場の制限については、労使関係において解決可能な限り、つまり選手会が組合としての認証を受けている限 Labor Exemption(判例法による労働市場への反トラスト法適用除外の法理)と共通する。後に詳述するが、アメリカ よう。こうした発想は、アメリカで一九八○年代から選手市場の制限を巡って活発に議論されてきたNon-statutory もはや裁判所の介入による救済の意義は減退し、場合によっては司法介入の可能性自体が否定されるという議論も生じ なる。例えば、仮に団体交渉が十分に機能し、両者の誠実な交渉において選手の移籍制限が決定されうるのであれば、 次に、これまでにプロ野球の労使間で構築されてきた団体交渉関係あるいは交渉の経緯をいかに評価するかが問題と

確立するに至っている。

ない我が国においては、団体交渉関係の有無が明確でなく、組合の存否のみを団交関係に連動させて論じるには無理が 法上の効力を直ちに肯定するという解釈をとるべきではない。というのは、アメリカ型の排他的代表制度を採用してい く害する場合には、なお、労働協約の効力を一部否定するという処理が定着している点にも留意しなければならない。 あるからである。加えて、我が国では、労働組合の合意により締結された労働協約についても特定労働者の利益を著し したがって、労働組合の存在という形式ではなく、団交経緯等の実質を合理性判断要素の一つとするという処理が妥当 しかし、我が国では、労働組合の存在のみをもって選手市場の制限に対する独占禁止法の適用を否定し、 あるいは私

当該制限はいわゆる義務的団体交渉事項に該当し、団体交渉による解決に期待が寄せられる。そして、この団体交渉に 強化すればするほど、独占禁止法あるいは契約法理上の制限の違法性(不合理性)を主張しうる立場を失うという、 は、その当事者の対等な交渉によって内容を確定させることが適切といえるからである。こうした対等交渉を前提とし おける経緯は制限の合理性判断にあたり、極めて重要な要素になる。なぜなら、当事者のみに影響する制限的取引慣行 た労使自治への司法介入は大幅に制限されよう。その意味では選手会が労働組合として進歩・発展を遂げ、その地位を 顧みて、移籍制限は賃金に大きく影響することから労働条件の一つであることに異論はないと思われる。したがって、

### (6)合理性が認められる制限の効力

かにも逆説的な現象が生じることになる。

が営業上の利益を現に侵害され、又は侵害される具体的なおそれがあることを要し、右の要件を備えているときに限 できる。もっとも差止めについては、職業選択の自由に対する直接的な制約となる点に鑑み、「競業行為により使用者 のような救済を求めることができるのであろうか。具体的かつ現実的救済としては損害賠償と差止請求をあげることが

では移籍制限の法的効力が容認される場合、仮に選手がその制限に違反して他のリーグに移籍する場合には球団はど

るとされる。

わけではなく、各メジャーリーグの選手全般が対象にあると考えられている。というのも、選手の能力がいかにユニー もっても代替選手の獲得が不可能である点が指摘されている。また、こうした処理は必ずしもスター選手に限定される 差止めに該当)を積極的に認める向きがある。その根拠として、損害賠償額の算定が困難であること、かつ金銭補償を この点、アメリカでは、契約違反によるプロスポーツ選手の移籍に対して消極的インジャンクション(日本における

(四一二三)

クであり、 ンによって救済されるとの合意をあらかじめ労使で交わすという実務が定着しているからである。 代替性の低いものであるかを契約に明記したうえで、保留制度に違反する移籍についてはインジャンクショ

認めるという議論も生じてこよう。スポーツ法において検討を要する論点の一つである。 今後、我が国においても、 スポーツ事業の特殊性、選手契約の特質に鑑み、契約に違反する移籍について差止請求を

#### (7) アメリカにおける議論

かという大変興味深いものである

メリカで日本人選手が日米選手地位協定の違法性を主張し、反トラスト訴訟を提起した場合、どのような結果が生じる 近年、アメリカにおいて日米間選手契約に関する協定の違法性を指摘する見解が見受けられる。当該議論は、仮にア

Bでは一九二二年のFederal Baseball連邦最高裁判決が、野球は州際通商に該当しないとし、反トラスト法の適用を除 的取引慣行を廃止に追いやってきた経緯があり、それらはまさに反トラスト訴訟の歴史といえる。これに対して、 M

アメリカ四大プロリーグのうち、NFL、NHL、NBAの三リーグでは、各選手会が反トラスト訴訟によって制限

○年の時を経て、MLB選手会は反トラスト法上、他の三大リーグと同じ地位を得るに至ったのであった。しかし、一 により、ようやく反トラスト法による救済を選手が求めることが可能であるとされた。こうして一九二二年以来、 外して以降、長年にわたって反トラスト法の射程外とされてきた。そのMLBにおいても一九九八年のCurt Flood Act

況にある。というのも、連邦最高裁は、NFL選手会が労働組合としての地位を維持する限り、団体交渉による解決を 九九六年にNFLのケースで下されたBrown連邦最高裁判決の影響を受けて、Curt Flood Actは事実上、留保された状

優先するという政策的観点から反トラスト法による救済を否定すべきであるとし、反トラスト訴訟を事実上封印したか

理)と呼ばれ、選手市場の制限への反トラスト法の介入を否定する理論として確立するに至っている。 らである。こうした考え方は、Non-statutory Labor Exemption(判例法による労働市場への反トラスト法適用除外の法

Exemption(判例法による労働市場への反トラスト法適用除外の法理)の対象に該当しないという理解もありえよう。 では、ポスティング制度については如何に考えるべきであろうか。ポスティング制度は団体交渉関係にあるMLB選 球団の当事者以外の第三者であるNPB選手に反競争的効果が及ぶため、Non-statutory Labor

だ労使交渉の当事者になり得ない大学生選手の訴えをNon-statutory Labor Exemptionによって退けている。つまり 制限的取引慣行により不利益を受ける者が潜在的な選手会メンバーといえる場合には、選手会がその者の利益を代表し 制限の内容を交渉すべきであり、ここへの反トラスト法の介在を否定するという趣旨の判断を下したのであった。 NFLのドラフト制度を巡って争われた年のClarett事件(二○○四年)において、連邦控訴裁判所は、

その決定過程に関与していない。この点についてはBrown事件連邦最高裁判決等の先例から具体的指針を得ることがで ング制度は、労働協約に規定されているドラフト制度とは異なり、日本のプロ野球選手会も、MLB選手会もまったく めるものであるという点で、NPB選手にもClarett判決と同様の結論がもたらされる可能性が高い。ただ、ポスティ こうしてみると、ポスティング制度についても潜在的なMLB選手といえるNPB選手への不利益に対する救済を求 判例の展開を待たなければならない。

きないため、今後の議論、

の点、MLBからNPBへ移籍するMLB選手については義務的団交事項に該当するとしても、逆にMLBへ移籍して 手間において義務的団交事項と言いうるのか否かが労働法上の救済を求める際に、もっとも重要なポイントとなる。こ されたものであり、そこにMLB選手会は一切関与していない。本来、日米選手契約に関する協定はMLBとMLB選 他方、労働法上の手続きについても再検討する必要がある。日米間選手契約に関する協定はNPBとMLB間で締結

くるNPB選手の労働条件がMLB労使間の義務的団交事項に該当するかという複雑な議論を伴うことになる。

も効率的かつ現実的であるとの指摘もある。 の観点から、苦情処理手続きによって、現行CBAで禁止されている一方的変更に該当するとの申立てをすることが最 関与なく交渉されたものであるため、団交拒否として不当労働行為が成立しうる。また、手続きの簡易性および迅速性 ての一方的変更に当たるとしてNLRAに基づく不当労働行為の申立てが可能となろう。当該協定は労働組合の正式な もっとも同協定が義務的団交事項に該当するとされる場合、NPB選手は労働条件にかかわる義務的団交事項につい

とはMLB現役選手の利益確保を主眼とする選手会にとってむしろ当然の反応ともいえる。その一方で、ポスティング つこともまた事実であろう。 入札金という形でいわばMLB内の資金が日本球団に流れ出るという仕組みについては、その見直しを求める動機を持 ただし、現実的にはMLB選手会が国外からのMLBへの移籍の自由に強い関心を持っているわけではない。このこ

#### 7 まとめ

# (1) 国内移籍と国外移籍の合理性判断は異なる

本稿では、ポスティング制度を中心にNPB選手による海外移籍とその制限の法的効力について検討してきたが、こ

れにより一応の結論を得たように思える。

目的が正当化され、これを実現させる制限それ自体に合理性が認められる場合がある。もっとも合理性が認められるの すなわち、NPB内の移籍制限については、プロスポーツ事業に特有かつ不可欠とされる戦力均衡維持を中心とする

に入れて合理性を判断すべきである。そして、この場合の合理性判断は制限自体の合理性から制限導入過程の合理性へ る団体交渉において制限の内容が決定されうる場合には、労使自治尊重の要請に基づき、 事業上の目的を実現させるための必要かつ最小限度の制限に限られる。しかし、実質的対等関係の現実を建前とす 当該交渉経緯を最大限、

と比重を移すべきである。 これに対して、国外の移籍制限については、 国内の移籍制限とは異なり、移籍制限それ自体を正当化し、 法的効力を

妥当性を有する。もっとも、選手会の意思決定手続きの不備等、協約締結のプロセスに欠陥がある場合、 与えることは困難であるといわざるを得ない。球団は有効な複数年契約の拘束力をもって安定的な選手の役務提供を期 ある。こうした処理はこれまでの労使関係法における法的処理に合致し、またプロスポーツ事業の特質を考慮してもな 交渉を経て、労働協約として導入される移籍制限については、おしなべてその法的効力を容認するという画一的処理も 就業制限についても、その法的効力を認めるべきであろう。したがって、制度上、実質的対等な交渉が担保される団体 待するほかはない。これが原則である。ただし、実質的に対等な交渉において選手の合意を得た場合には契約満了後の の内容が特定選手の利益を大きく害するなど、選手間の公平性を著しく欠く場合には、なお制限の効力を否定すべきで あるい は制限

#### (2)望ましい制限の模索

妥当な法解釈であると思われる。

1

海外移籍と選手間の利益相反

ポスティング制度の法的検証

意を各選手個人の真の同意と捉えるべきであることは既に述べたが、これを前提とした場合、選手間で利害の対立が生 プロ野球選手会に労使間の不均衡を修正する役割を十分に期待できる現状に鑑みれば、 団体交渉における選手会の合

じることにも留意しなければならない。国外移籍制限の在り方は、 る。加えて、MLBへの移籍制限の強化は、傑出したNPB選手のMLBに対する交渉力を高めることになる一方で、 意味ではポスティング制度をはじめ海外移籍に対する一定の制限は、案に相違してNPB選手一般の利益に叶う面があ の場合、MLBへの移籍を望む一部の選手の利益がNPB内でプレーする多数の選手の利益を害することになる。その 籍が一般化すれば、財の流出を懸念する日本球団の選手に対する初期投資が減退するというジレンマを生じさせる。こ 選手間の利益相反を生む。仮にMLBへの無償

制限の緩和はそうした選手の市場価値を低減させるという相関がある。こうした経済学的分析も十分考慮して今後の制

#### ② ポスティング入札金の配分

限の在り方を模索すべきであろう。

るいは球界の発展に寄与するのであれば、移籍する選手にとっても古巣に対して義理を果たす形になるといえる。こう した義理人情を考慮した仕組みは、日本という土壌においてはかえって歓迎されるかも知れない。こうした点から、入 移籍する選手自身、 いて検討する必要もある。入札金の使途については、 ポスティングで得た金額を球団がどのように使用するかについての明確なルールはない。その入札金の使途は あるいは同僚の感情面に大きく影響する。もし、入札金がNPB選手の労働条件の全般的な向上あ 同制度の存亡に大きく影響するように思われる。 しかし、

NPBの発展の観点に加え、選手会の合意を得やすくするためには、ポスティング入札金の使途、あるいは配分につ

札金の行方は今後の労使交渉において、選手側の同意を得る一つのポイントになるように思われる。

# ③ 下限付きサラリー・キャップ制度の検討

有用である点を指摘しておきたい。下限付きサラリー・キャップとは、リーグの総収益の内、 れていくことになろう。その進むべき方向を探るうえで、下限付きサラリー・キャップ制度が労使双方にとって大いに さて、この度、 国内移籍制度の緩和が実現したが、それに続き、今後も国外移籍等を含め、重要な球界改革が実施さ 一定割合(たとえば五〇

が球団側とともに事業運営の成功に向けて、合理的努力をする動機を得ることになる。 の割合についての交渉が主になる。この制度ではリーグの総収益の増減が選手人件費の総額に直接影響するため選手側 %)を選手の給与に当てるという上限と同時に、下限を設定するものである。労使交渉では、そのリーグの総収益配分

いうパートーナーシップにも似た労使関係は、今後のプロスポーツ事業の発展に極めて有用な要素となる。 が案出される。 に適い、他方で選手側の利益が確保されることになるのかという視点で、労使双方の利益のバランスを得た最適の制度 加えて、このサラリー・キャップ制度のもとでは、海外移籍に対する制限についても、 あらゆる制度改革においてリーグ収益の最大化を目指しつつ、その成果に応じて利益の還元を受けると いかなる制度がリーグの `利益

図を従来の労使間から、選手間に移行させる構造を併せもっている。 反を生み、選手会内部に対立を生みだす土壌を内包する点である。つまり、 サラリー・キャップ制度は、 利益相反の構

ただ、選手側にとって看過できない点もある。それは、一部の傑出した選手の利益が時に一般的な選手の利益との相

害関係を明確にした上で、労使の立場を互いに把握、理解し、日本球界発展の基盤を固める作業が不可欠である。こう した環境を機能的に創出するサラリー・キャップ制度には、NPBにおいて良好かつ機能的な労使関係構築への可能性 いずれにせよ、MLBのグローバル化戦略の突き上げによりNPBが制度改革を余儀なくされている今日、 球界の利

を見出すことができよう。

#### (3) MLBとの交渉

その意味では、 かけになることが予想される。もっとも現時点ではNPBの継続的かつ安定的な発展がMLBの利益にも叶うともいえ、 る。こうした背景のもと、今回の国内移籍制限の緩和が、ポスティング制度の見直し議論をアメリカで再燃させるきっ 実的に、 LB側からすれば、NPBの労使が国際選手市場を制御するために共謀しているとの疑念を抱かせることにもなる。現 日本法においてはNPB選手会の合意を得ることで、海外移籍制限の法的効力が正当化される。しかし、このことはM 的であるという仕組みは戦力均衡維持を制限の正当理由とみる法的合理性の観点からは、矛盾が生ずる。 を困難にする。なぜなら、ポスティング入札金は球団が選手の保留権を放棄することに対する代償として支払われると 年に緩和されることになった。他方、海外移籍のFA資格については九年が維持され、九年以内の移籍についてはポス 日本国内で保留権の拘束から解かれる選手に対して、なお入札金が必要とする論理を契約法から導くことも困難にな いう理解がMLB側にあるからである。国内移籍と国外移籍について規制の基準が異なり、しかも国外移籍の方が制限 ティング制度によるという従来の制限がそのまま維持される形となった。今回の結論はポスティング制度の法的な説明 先に触れたが、二〇〇九年より国内制度においてはFA資格制限が従来の九年から高校生は八年、その他の選手は七 現行の制限がMLBへのNPB選手の供給量を減退させ、その結果、各選手の市場価値を高めている。加えて、 MLB側がNPB側の要求に対して、法律論を超えて、賛同する可能性は十二分にあるといえよう。 前述の通り、

共財として、今後どのような形で発展させていくのか。NPB労使双方に二○年、そして五○年先を見据えたビジョン NPBの労使間はもとより、 海外移籍を巡るステークホルダーの利害は意外にも複雑に絡み合っている。その利害対立はNPBとMLB、そして NPBの選手間、そして日米の選手会の間にも生じるのである。 日本プロ野球を文化的公

- (1) 二○○八年度のForbes.com, *The Business of Baseball*によるとアメリカ国内においては、ニューヨーク・ヤンキースおよびボストン・レ となっているが、二○○七年度はブルージェイズを含むすべての球団が黒字となっている(http://www.forbes.com/lists/2007/33/07MLB\_The Business-Of-Baseball\_Rank.html) ッドソックスのみの収支が赤字になっているが、これらは人件費の総額制限を超えて支払った総額に対する課徴金が影響しているものであ 実質的な赤字でないことはいうまでもない。二○○八年度では、カナダに在籍するトロント・ブルージェイズのみが実質的な赤字計上
- 2 い労使関係構築に向けて」季刊労働法二〇七号一一七頁(二〇〇四年)参照 二日間に渡って選手会によるストライキが実施された。なお、当該ストライキを巡る労働法上の論点については拙稿「プロ野球界の望まし 球団合併の一年間の凍結および来季の新規球団参入について、労使で折り合いがつかず、二〇〇四年九月一八日(土)と一九日 (日) の
- (3)「スポーツビジネス完全解明」週刊東洋経済六一二二号五〇頁(二〇〇八年)。
- 古内義明『松坂大輔に一二〇億円の価値はあったのか』(成美堂出版、二〇〇七年)など参照。
- (5) http://sports.espn.go.com/espn/eticket/story?page=darvish 参照。また、二○○八年にMLBシカゴ・カブスに移籍した福留選手の年俸は二 ○○一年にシアトル・マリナーズのイチロー選手の2.5倍にまで高騰した(「スポーツビジネス完全解明」週刊東洋経済六一二二号五七頁(二
- 6 現在ボストン・レッドソックスで年俸七億円を得ている松坂選手がNPB時代に西武から受けた年俸は三億三〇〇〇万円
- (7) 野球協約六八条

〇〇八年))。

- 約を更新する権利を保留する」と規定している。 プロフェッショナル野球協約に規定する手続きにより、 統一選手契約書三一条は「球団が選手と次年度の選手契約の締結を希望するときは、本契約を更新することができる。(1)球団は、 球団が契約更新の権利を放棄する意志を表示しない限り、明後年一月九日まで本契
- に対して、球団がこれを拒否した場合(同七○条)。 た場合(野球協約五四条)、②契約保留選手が、参稼報酬減額制限額以上減額した参稼報酬を契約条件として選手契約の更新を申し入れたの ただし、次の場合には、選手側から選手契約の解除(解約)をすることができるとされている。①球団による報酬支払い条項違反があっ

- (10) 野球協約六六条および六八条
- (11) 野球協約一九六条
- 12 以下については、野球協約二〇二条(選手契約の条件)、二〇四条(金銭調停の不請求)、二〇五条(球団の補償)。
- 13 初回の移籍については前年度年俸の一五○%、反復場合は五○%の移籍補償が必要とされていた。 反復のFAの場合には、前年度年俸の四○%に加え人的補償、あるいは同年俸の六○%の移籍補償が必要となる。ちなみに二○○三年まで、
- 14 四〇%)、(3)同一一位以下は補償金、人的補償ともなし。 た。具体的には以下の通りである。①年俸一位から三位は旧年俸の八〇% FA移籍した選手の新所属球団が旧所属球団に支払う補償金も、選手の旧所属球団の年俸順位によって減額または免除されることとなっ (人的補償ありは同五○%)、②同四位から一○位は同六○%(同
- 15 発展した。この件においても保留制度および契約論を巡りきわめて興味深い論点を包含しているが、今回は紙幅の関係で割愛することにし、 イナーリーグでプレーをしていたのであったが、メジャーに昇格、サンフランシスコ・ジャイアンツの一軍で活躍し、 上雅則選手が日本人として初めてMLBでプレーした経緯がある。村上選手は野球留学の形で、サンフランシスコ・ジャイアンツ傘下のマ MLBへの移籍の道を開拓したのは野茂選手であることはよく知られるところであるが、その三○年前の一九六四年に、南海の投手、 保有権を巡る紛争に
- 16 月一六日に実行委員会に付議され、これが野球協約上の規定とされた。 グリック氏と日本側、内村コミッショナーが会合し、 日米間選手契約に関する協定は一九六七年一〇月四日調印とされている。また一九六二年一〇月にアメリカのコミッショナー、フォード・ 相互に相手国の選手保有権を侵さないことを約し、その会談の内容は一九六二年一一

別稿で検討対象としたい。

17 当該規定はアメリカ球団について書かれ、同様の規定が立場を変えて適用されることになっていた

18

野球協約七八条

Standerd Player Contract 7 (b)

- 19 CBA1990-1993 ARTICLE XX A, Attachment 14, Standerd Player Contract 7 (b) 32+45 CBA 2007-2011, ARTICLE XX A. Attachment 10,
- 20 FA権の行使によって読売ジャイアンツに移籍したウォーレン・クロマティ選手とアリゾナ・ダイアモンドバックスから西武ライオンズに MLBの現役選手として活躍していた選手で日本に移籍した選手も多数存在する。その代表的な選手はモントリオール・エクスポズから

移籍したアレックス・カブレラ選手である。ちなみにカブレラ選手がダイアモンドバックスに在籍した期間は一年であった。

- 21 トラスト法適用除外の法理)が確立された。同法理の生成経緯の詳細については拙著『プロスポーツ選手の法位地位』(成文堂、二〇〇三年 っぱら労使間で決定すべきであり、反トラスト法の適用は除外されるという Non-statutory Labor Exemption(判例法による労働市場への反 七一頁以下参昭 一九九六年のBrown事件連邦最高裁判決(*Brown. v. Pro Football Inc.* S18 U.S. 231(1996))によって、義務的団交事項については、も
- Marvin Miller, A Whole Different Ball Game: The Sport and Business of Baseball, Birch Lane Press, 1991, at 266–267
- Antitrust Law on the Diamond, 28 Comp. Labor Law Policy Journal 283, 292 (2007))° は理解困難であると指摘されている(William B. Gould IV, Globalization in Collective Bargaining, Baseball, and Matsuzaka: Labor and 仲裁人などの介入や団体交渉さえ経ることなく、もっぱら巨人主導でFAが導入されたという日本の経緯は、アメリカにおいて
- Robert Whiting, The Meaning of Ichiro, Warner Books, 2004, at 143-145 いずれにせよ、こうして野茂選手は前例のない形でMLBへの移籍を遂げたわけであるが、理論的には別の形での移籍も可能であった。そ
- 滋利選手のように球団との協議、合意の上、何らかの金銭的条件のもとでMLBに移籍するという道も理論的にはありえた。 あと五シーズンのプレーが必要とされていたため、野茂選手にとって現実的な選択肢にはならなかった。もっとも、元オリックスの長谷川 れはFA取得である。ただ、当時一○シーズンの稼働が要件となっており、FAでMLB移籍をするためには当時の野茂選手は少なくとも.
- (2) Jesse Crew, In Irabu's Footsteps: Baseball's Posting System and the Non-Statutory Antitrust Exemption, 7 Va. Sports & Ent. L. J. 127
- Murray Chass, Padres Strike Deal with Team in Japan, N.Y. Times, Jan. 16, 1997, at B13
- 28 See Murray Chass, Irabu of Japan Inching Nearer To the Yankees, N.Y. Times, Mar. 13, 1997, at B13

Robert Whiting at 144

- 30 =20061120&content\_id=1743683&vkey=news\_chc&fext=.jsp&c\_id=chc)° 二〇〇六年には一億三六〇〇万ドルの大型契約をシカゴ・カブスとの間に締結している(http://chicago.cubs.MLB.com/news/article.jsp?ymd
- 31 広島カープは、エージェントの団野村氏に対して一一○万ドルの損害賠償を請求する訴訟を提起し、その後二○○一年一二月に和解に至 ている。主な和解内容は、 団野村氏は球団へ謝罪する、球団は賠償金を請求しないというもの
- William Gould at 298

- Int'l & Comp. L. 261, 272 (2005) Elliott Z. Stein, Coming to America: Protecting Japanese Baseball Players Who Want to Play in The Major Leagues, 13 Cardozo J.
- 34 ウェーブが入札金を得たことから、日本側からの要請で導入されたとの誤解も生じた。 一九九八年に導入されたこのポスティングにより、タイミングよくイチロー選手がMLBへの移籍を果たし、他方、オリックス・ブルー
- (35) このように日本球団がポスティングを撤回した場合あるいは三〇日間の独占交渉期間において落札球団との契約が成立しなかった場合に は、翌年一一月一日まで当該選手はポスティングによって移籍はできないこととなる。

ポスティング制度が導入された後の二〇〇一年に、アレックス・カブレラ選手はアリゾナ・ダイアモンドバックスと西武ライオンズとの

団野村「ポスティングは最良の選択なのか」 日経ビジネス NB online 二○○六年一○月一三日参照。http://business.nikkeibp.co.jp/article

36

合意に基づき金銭トレードの形で来日し、現在に至っている。

- life/20061011/111487/より入手可。 Law, The Daily Yomiuri, Jan. 6, 2000, at 24. See, Larry Whiteside, Sox Hoping to Get a Rise Out of Checo and Macha, Boston Globe, Dec. 5, 1996, at E6; Jim Allen, Breaking the
- というのは日本球団へ流れる費用がMLB選手の人件費に直接、割り込むことになり、選手会の合意を到底、得られないためである(William これについては、入札金もCompetitive Balance Taxの対象にすれば良いということになりそうであるが、現実的には極めて困難である。
- 「日米間選手契約に関する協定(一九九八年調印)」一三条。 Gould at 293)°
- 41 ちなみに、日米間選手契約に関する協定一五条には「この協定の内容は、現在および将来の日米両国の法的規制を受ける」との規定がある。
- 43  $\widehat{42}$ 坂本重雄「プロ野球の選手契約――労働法学の立場から」ジュリ一〇三二号二三頁(一九九三年)。 William B. Gould at 297-298
- れぞれ法的根拠は異なるものの、概して同様の観点から合理性が判断されるように思われる。 独占禁止法における違法性阻却事由、あるいは契約法における競業避止特約の合理性、および附合約款としての合理性を判断する場合、そ
- 45 ることになる。サッカーと野球のリーグ経営の違いを比較検討する文献としてStefan Szymanski and Andrew Zimbalist, National Pastime Jリーグのような開放型リーグは成績に応じてチームの入れ替えが繰り返されるため、 戦力の均衡がおのずと図られてい

Brookings Institution Press, 2005 を参照。

- 46 うわけである。これは、所有権の変更(FA制度)は with the Business of Baseball?, 1997 at 61-62 を参照。なお、この論考では実証的分析に基づいて、MLBにおけるFA制度と戦力均衡の ないというコースの定理から導かれる命題である。John L Fizel, Free Agency and Competitive balance: Stee-Rike Foul What's Wrong に影響を与えるに過ぎない、と説明される。つまり、FA制度の導入によって、利益の分配が球団から選手側にシフトするに過ぎないとい からスター選手を買い取ることになるので、FA制度を導入したからといってチーム間の戦力均衡に影響を与えるわけでなく、選手の年俸 経済学の視点からは、そもそも金銭および人的トレードという制度が存在するのであれば、結局は財力のあるチームがそうでないチーム (選手と球団間の) 富の分配に影響するが、資源の配置 (戦力均衡維持) には影響し
- $\widehat{47}$ 手にするという仕組みになっている(日米間選手契約に関する協定(二〇〇〇年改定調印)九条)。 ポスティング制度は九年間の拘束が法的に維持されることを前提として、その保留権を放棄する代償として球団がポスティング入札金を

崩壊には相関関係はないと結論している。

- 48 九頁以下(二〇〇六年)を参照。 プロスポーツ選手への労働法の適用を巡る論点については、「プロスポーツと労働法〈シンポジウムⅢ〉」日本労働法学会誌一〇八号一〇
- 49 れているようにも思われる。二〇〇八年三月一日より施行された労働契約法を含め、個別的労働法上の労働者性について、プロ化が進む企 業スポーツ選手の労働者性との整合も考慮しながら政策的側面からも議論していく必要がある。 義に乏しい面も否定できない。こうした政策的な配慮が「プロ野球選手を労基法上の労働者とはしない」とする現行の労働行政の態度に表 に対応する自主規定がすでに野球協約に設けられているなどの点に鑑みれば、プロ野球について今から労基法の規制対象とする実体的な章 プロ野球選手の労務提供の実態が、工場労働者を念頭において制定された労働基準法による規制になじまない部分もある。加えて、
- 50 い合意によるとしても、無制約に許されてはならないものというべきであり、それが許されるのは、それを必要とする合理的理由があるとき マールとして合理性を判断すべきとされる(土田道夫『労働法概説』(弘文堂、二〇〇八年)二六七頁)。なお、 れている現状に鑑み、労基法を含む労働法の趣旨およびその要請との調和の上で、移籍制限の法的効力を検証する必要があろう。 労基法上の労働者性についての検討は、本稿の射程外にあるが、労基法上の労働者性を否定したとしても、 労働法上の学説では、①対象とされる労働者の地位、 ②前使用者に就業規制の必要性、 ③対象職種·機関·地域、 労組法上の労働者性が認めら 裁判例は「競業禁止は、 ④適切な代償をメルク

その必要を満たすに必要な範囲でのみ競業を禁止する合意が、正当な手続きを経て得られ、かつ、禁止に見合う正当な対価の存在が認めら

- れる場合に限られる」東京貨物社事件(浦和地決平九・一・二七判時一六一八号一一五頁)としている。
- 52 さらに二〇〇八年より労働契約法に移行された。 菅野・前掲書|七二−|七四頁参照。なお、判例法として発展してきた解雇権濫用の法理は二○○三年に労働基準法に明記されるに至り、
- 53 労働契約法に、期間雇用における契約期間中の解雇については「やむを得ない事由」が必要と、明記されるに至った(一七条)。
- (釨) この点、民法六二八条の法的性質をいかに捉えるか、つまり同条の強行法規制が重要な論点となる(土田・前掲書二九六頁、および根本
- 「有期契約期間途中の解雇と民法六二八条の強行法規性」労働法律旬報一六〇一号一〇頁(二〇〇五年)を参照。
- 55 56 自由を保障している(労基法一三七条)。 この点、第三者への影響を如何に捉えるかは、競争法政策上、重要な論点になりえる。 もっとも現時点では経過措置として一年を超える有期契約について、一年を経過した後は、いつでも退職できるとし、労働者側の退職の
- 三一巻四号四四九頁)。ただし、労基法一四条の制限は別途問題となる。

もっとも、独占禁止法に違反する規定が直ちに私法上の効力を否定されるわけでない(岐阜商工信用組合事件最判昭五二・六・二〇民集

57

- 59 58 この解雇権濫用規定は労基法一八条二に新設された後、二〇〇七年成立の労働契約法に移行された。 石橋洋「会社間労働移動と競業避止義務――退職後の労働者の競業避止義務を中止に――」労働法学会誌八四号一〇五頁(一九九四年)参照
- 60 の理論的分析が必要となる。 もっとも、 プロ野球選手が労基法上の労働者性を容認されていない現状においては、選手契約に労組法一六条の規範的効力が及ぶか否か
- 61 ところで、二○○七年から続いたFA制度改革を巡る交渉は、新卒の高校生については二○○九年以降、八年、その他の大学生、社会人 朝日火災海上保険事件・最一小判平九・三・二七労判七一三号二七頁、菅野五五六-五五七頁参照
- であるとして合意を留保したのであった。以上の経緯については次のようにみることができる。 選手については七年に緩和することで、一応の決着を見た。ただし、このたびの移籍制限期間の緩和についても、選手会は、いまだ不十分
- いえる。ただし、国外(あるいはリーグ外)移籍に対する制限については、そもそも事業上の正当な目的を欠く点に鑑み、リーグ内移籍の が十分機能し、誠実交渉が実施されており、加えて、特定の選手に対する著しい不利益も見当たらないと評価しうる場合には、 まず、国内移籍制限については戦力均衡維持を中心とする事業上の正当性がNPBに認められる。仮にNPBおよび選手会間の労使関係 客観的な合理性を認めることで、独占禁止法上の違法性を阻却する、あるいは私法上の効力を容認するという処理が妥当と

- ケースとの比較において、より積極的で明確な選手側の合意を得ることが、制限の合理性担保と考えるべきであろう。
- 63 東京リーガルマインド事件・東京地決平七・一〇・一六労判六九〇号七五頁参照

例えば、MLBの統一選手契約四条(a)など。

64

- 65
- 67 66 労働組合として選手組合が組織されているアメリカ四大プロスポーツにおいては事実上、選手市場の制限に対する反トラスト法の適用が 連邦反トラスト法の適用には、州をまたぐ規模のビジネス(州際通商)であることが要件となっている。
- 除外されることになる。なお、各リーグにおける反トラスト法適用の経緯については拙著『プロスポーツ選手の法的地位』九頁以下を参照。
- 68 *Clarett v. NFL*, 369 F.3d 124 (2004). なお、本件の詳細については、拙稿「判例解説」アメリカ法二○○六−二 四○四頁以下(二○○七年

反トラスト法の域外適用が一つの障害になる可能性について議論されている(William B. Gould at 295-296)。

North American Soccer League, 236 NLRB 1317 enforced 613 F.2d 1379 (5th Cir. 1980)

69

- の労働条件にも影響するものといえる。なぜなら、ポスティング制度による金銭の海外流出によって、 ことになるからである 理論的には、ポスティング制度は(球団への補償が求められる点で)NPB選手の移籍の足かせとなるものであるが、同時にMLB選手 間接的にMLB選手の年俸を下げる
- 72 菅野·前掲書五五六頁参照
- 文にいう国外移籍の解釈が妥当する。なお、MLBをNPBの競業と理解して、一定の移籍の制限に正当性を与える考え方もありえよう。し かし、これは競業の範囲・概念を拡大しすぎる点で支持できない。 ここでいう国内制限とはNPB内での移籍を意味している。仮にNPBに肩を並べるプロ野球リーグが今後、日本で生成されれば、
- 74 きる立場にあるため、その成果である労働協約を裁判所の全面的審査の下に置くことは、対等な交渉を前提とする労使自治の尊重という労 働法の趣旨に反することになる。ただし、組合内の意見集約・調整プロセスの公正さを欠く場合、あるいは特定の選手に著しい不利益を与 えるような協約については、例外的に規範的効力が否定される(土田・前掲書二二九頁参照)。 労働組合の内部関係からいっても、組合員の意見・利益を代表して交渉し、組合員は自己の意思・利器を交渉過程に反映させることがで
- 75 国内の移籍制度制限についてもサラリー・キャップ制度の導入により、その重要性および意義が大きく変容する。というのは、

ろん、FAにより一部傑出した選手個人の利益が確保されることになるが、それは同時に選手全体に対しての支払いが予定されている給与 ラリー・キャップ制度により一定の給与総額が保障されるため、FAが選手の利益を引き上げるというスローガンを失うことになる。もち 総額のパイに食い込むことになり、その分、他の選手が割を食うという関係になる。

こうしたケースに対してWTOあるいは国際取引法の観点からいかなる議論が生じるか、今後検討の必要もあろう。 以上の点を考慮した場合、NPBの市場保護をMLBに求めるというスタンスも検討しなければならない。その際、スタジアムの設置、

運

細な分析と検討が今後、益々重要になる(こうした分析として、小林至『合併、売却、新規参入。たかが…されどプロ野球!』(宝鳥社、二 営、移転や放映権ビジネスの在り方など、プロスポーツ事業を巡る日米それぞれの法政策、文化的価値観がもたらす市場の相違について、

〇〇四年)参照)。

なお、脱稿後、アマチュア選手のMLB移籍に関するニュースがマスコミで大きく取り上げられた。社会人野球で活躍した新日本石油の田澤純

追記:

ととしたい。 の処置をとることとした。この問題は本稿とのかかわりにおいても極めて重要な論点が多数含まれている。これについては近々、別稿で論じるこ 一投手がNPBからのドラフトを回避し、MLBへの移籍を求め、これに対してNPBは当該選手の帰国後、二年間はドラフトの対象としない旨